



松浦地域(松浦市・福島町・鷹島町)

第3号

2004.12.15発行

合併協議会 だより

編集：発行 松浦地域合併協議会事務局 松浦市志佐町里免365番地（松浦市役所 2階）

TEL 0956-72-1111（松浦市役所代表） FAX 0956-72-4771

ホームページ http://www16.ocn.ne.jp/~m_gappei/ E-mail matsugappei@wine.ocn.ne.jp



鷹島町 “モンゴルまつり”

大島部屋の旭鷲山や旭天鵬と稽古終了後、記念撮影

第4回松浦地域合併協議会が11月12日(金)松浦市文化会館で開催され、

【新市建設計画(その3)】、【新市建設計画策定に係る小委員会の設置】、【地方税】、【情報公開】、【消防、防災】、【納税】、【商工観光】、【交通】の取扱いを提案し、

小委員会の設置、議会議員の定数及び任期(その1)、農業委員会委員の定数及び任期(その1)、一般職、情報公開、納税の取扱いについて、確認。

その他については、継続協議となりました。

第5回松浦地域合併協議会が11月25日(木)鷹島町スポーツ文化交流センターで開催され、

【農業委員会(その2)】、【国民健康保険】、【各種福祉制度(その1)(その2)】、【社会福祉協議会】、【健康推進事業】、【農林水産事業】、の取扱いを提案し、

財産債務、地方税、消防防災、商工観光、交通関係、農業委員会委員の定数及び任期(その2)、社会福祉協議会の取扱いについて、確認。

その他については、継続協議となりました。

第四回協議会の内容

十一月十二日

松浦市文化会館

協議事項（継続）

【協議第十一号】

●財産及び債務の取扱いに関する事

▼前回提出の依頼があった、地方債、債務負担行為の状況、基金の設置目的や残高の状況等の参考資料を基に質疑が行われ、継続協議となりました。

主な質疑等

質問

・財政事情というのは、大方が十分認識した上で計画を立てなければいけない。関係市町の地方交付税を除く今後十年間の一般財源の年次計画を出せないか？
併せて、債務負担行為の年次支出計画を出せないか？



答え

・資料の作成は可能です。次回資料を提出します。

質問

・資料内容は、財産、債務ともに十五年度末の数値である。合併の期日まで大きく異なる状況になる可能性があるのではないか？

答え

・基金については、三位一体の改革等から予算編成では、基金を取り崩さないとその編成ができないといったことも考えられます。

ただ、債務については、極端に大きな起債を起こすような状況はないのではないか。前協議会の折にも、極端に増減するようないことは、お互い慎重と申し合わせた経緯もあります。

【協議第十三号】

●議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事（その一）

▼前回の協議会において確認された内容をもとに、今後の方向性を模索するため、議員の定数と選挙区の設置の有無について意見交換が行われました。

主な意見等

意見

・定数については、ある程度の根拠が必要。一つの選択肢として人口比があると思います。五万人未満のときと法定定数が二十六人以内であれば、合併時の人口は二万八千人だから約十五人ではどうか？行政経費の削減について、地域住民は望んでいる。

意見

・選挙区制を設けてほしい。できれば継続してほしい。定数については、最初は二十六人。十年間程度で段階的に減らしていてもいいのでは？

意見

・住民感情等を考慮すると、現在の松浦市の定数は二十一人であり、一つの判断基準としてはどうか？



・選挙区設置についても、必要と思うが、半永久的に設けるのであれば、新市の一体感を損ねるのではないか？
等といった意見が出されましたが、議会議員の定数と選挙区の取扱いについては、小委員会を設置し、更に詳しく議論されます。その報告を受け、最終的に合併協議会において、その取扱いが決定されます。
小委員会については、関係市町それぞれ三名の協議会委員と広域枠の委員一名の計十名で構成されました。



【協議第十四号】

●農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関すること

▼前回からの継続協議となつていました、農業委員会の委員の定数等については、次のとおり確認され、選挙区の定数については、継続協議となり、今後の協議会において決定されます。

〔提案内容〕

◎農業委員会委員の定数及び任期については、新市に一つの農業委員会を置き、松浦市、福島町、鷹島町の農業委員会の選挙による委員であつた者は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、合併後三ヶ月間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

◎合併後最初に行われる農業委員会の選挙による委員の定数は、三十人とする。

◎農業委員会委員の選挙においては、選挙区を設ける。松浦市に二選挙区、福島町・鷹島町に一選挙区設け、三選挙区とする。

選挙区の定数は、協議により定める。

主な質疑等

質問

・合併後最初に行われる農業委員会の選挙による委員の定数について、三十人の根拠は？

答え

・委員の定数は、農地面積や農家戸数を基準とする法律の規定により、松浦地域の場合は三十人を超えない範囲で定めることになっていきます。

先達の合併の事例では、定数減の対応策の一つとして農業委員の補助員制度をとっているところもあります。補助員制度を導入しても経費的に大差なく、担当区域の農地、農家の状況を十分に把握し、農地法の実務に支障をきたさないためには、法律上の上限である三十人と考えております。

質問

・「合併後三ヶ月間引き続き新市の選挙による農業委員として在任する。」という調整内容を三ヶ月にこだわらず、「合併後新市において新たに農業委員会の選挙による委員が選出されるまでの間在任する。」と変更してはどうか？

答え

・合併特例法の規定による在任特例を適用する場合は、任期の終期がわかる

ような調整内容にしなればなりません。

【協議第十五号】

●一般職の職員の身分の取扱いに関する事

▼前回からの継続協議となつていました、一般職の身分については、今後の退職者数や、給与の体系、諸手当等の参考資料を基に協議され、次のとおり確認されました。

〔提案内容〕

◎一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条により、すべて新市に引き継ぐものとする。

◎職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

◎職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員処遇の観点から、合併までに調整する。



◎職員給与については、職員の処遇の適正化の観点から合併後速やかに調整を行うものとする。なお、給与体系については、合併までに調整する。

主な質疑等

質問

・定員適正化計画等については、合併後二から三年で進められるのか？

また、職員給与格差は、何年で調整される方針か？

答え

・職員数の削減は、新市の組織機構が決まらないと計画年数は明確にならず、新市において業務の見直しも含めて定員適正化計画を策定して、年次的に人員の削減に取り組みます。退職人数に対し、どのくらい補充するかにもよるが、不補充で浮いた人

件費で段階的な給与の調整を図っていききたい。

質問

・新市にならないとできないことが多々あると理解するが、協議会の中でおおむね十年間の目標を示し、地域住民の理解を得る必要があるのでは？

答え

・松浦市にあわせるとなると、調整が終わった段階で四千万円の人件費の増となる。

質問

旧市町の場合と新市になった場合の行政経費についても比較をし、目に見える形での削減計画を立てなければ、合併の目的も達成できないと心にとめて新市に引き継ぐ形をとらせていただきたい。

・「合併までに調整する。」



協議事項（新規）

【協議第二十号】

●新市建設計画の作成に関すること（その三）

▼前回までの協議結果を踏まえ、まちづくりの方向性や、新市の主要施策、財政計画について、計画の素案を提案しました。

この計画は、新しいまちづくり全般の基本的な計画となるもので、新市において策定される「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により具体化されることとなります。

計画の期間は、平成十八年度から二十七年までの十年年としています。

●【協議第二十一号】

●新市建設計画策定に係る小委員会の設置について

▼新市建設計画の中で、最も地域住民の関心があると思われる、主要施策の六項目について、三つの小委員会を設け、より詳

しく協議を行い、素案を整えていくことになりました。

それぞれの小委員会で、審議する項目は次のとおりです。

第一小委員会

「力強い産業の創造と活力ある地域社会の実現」

「人々のふれあいと新たな価値を生み出す内外交流の拡大」

第二小委員会

「心豊かで健やかに暮らし続けるための福祉・保健・医療施策の充実」

「自然とともに暮らし快適な生活環境づくり」

第三小委員会

「次代の地域づくりを担う人材の育成」

と個性を活かす地域
文化の醸成」

「市民と力を合わ
せてつくる活気あふ
れるまちづくり」

【協議第二十二号】

● 地方税の取扱いに関する こと

▼ 地方税は、地域住民の生活の公共的なサービスを
提供する上で、その経費
を賄うために、その市や
町の内外から徴収する税
であり、市町村の財政収
入の柱となるものです。

市町村税は、地方税法
の規定により全国ほぼ同
様の制度で賦課徴収が行
われていますが、細部に
いたっては、地域の特性
によりその取扱いが異な
るために、基本事項を調
整しようとするものです。
市町村が課税できる税
金は、「普通税」と「目
的税」があります。
内容については、継続
協議となりました。

税の種類は次のとおりです。

* 普通税の種類

- ・ 市町村民税
- ・ 固定資産税
- ・ 軽自動車税
- ・ 市町村たばこ税
- ・ 鉱産税
- ・ 特別土地保有税

* 目的税の種類

- ・ 入湯税
 - ・ 国民健康保険税
- (別の協定項目で協議され
ます。)

【協議第二十三号】

● 情報公開の取扱いに関す ること

▼ 平成十二年四月に情報公
開法が制定され、各自治
体は、行政の公平の確保
とその透明性の向上を図
るために、条例等を制定
し、取り組んでいます。
法に基づき実施されて
いることや、関係市町条
例の内容に若干の差が生
じていることや、更には
合併時から適用するため

に、「その整備について
合併までに調整する。」
ということで協議確認さ
れました。

《提案内容》

◎ 情報公開関係は、合
併までに調整する。

【協議第二十四号】

● 消防、防災関係の取扱い

に関すること

▼ 常備消防や、消防団の組
織構成、報酬、手当、消
防施設・整備の状況等地
域住民の生命や財産を守
るために、合併の日から
支障なく防災の任務に当
たることができるよう調
整を行います。

内容については、継続
協議となりました。

【協議第二十五号】

● 納税関係の取扱いに関す ること

▼ 納期前納付奨励金、納税
組合の組織及び組合に対
する報奨金制度について
調整を行います。

関係市町では、百九十
五の納税組合が組織され
ており、次のとおり協議
確認されました。

《提案内容》

- ◎ 督促手数料は、百円
とする。
- ◎ 納期前納付奨励金に
ついては、合併まで
に調整する。
- ◎ 納税組合については、
新市に引き継ぐもの
とする。
- ◎ 納税報奨金等につい
ては、合併後調整す
る。ただし、平成十
七年度については、
旧市町の例による。
- ◎ 口座振替については、
松浦市の例による。



【協議第二十五号】

●商工観光事業の取扱いに関する事

▼企業誘致事業や、商工振興預託金等雇用の創出と地場産業の経済発展を目的とした各種事業の調整を行います。

また、観光振興事業や観光関係施設については、地域の人づくり及び活力づくりにより大きく貢献していることから、その取扱いについて、提案し継続協議となりました。

【協議第二十六号】

●交通関係の取扱いに関する事

▼路線バス、離島航路、松浦鉄道等地域住民の利便性や、交通弱者への配慮等関係自治体様々な施設整備や補助金をその対策として行っています。その取扱いについて、提案し継続協議とな

りました。

第五回協議会の内容

十一月二十五日

鷹島町スポーツ・文化交流センター

協議事項(継続)

【協議第二十一号】

●財産及び債務の取扱いに関する事

▼前回提出の依頼があった、地方債、債務負担行為の状況、基金の設置目的や残高の状況等の参考資料を基に質疑が行われ、次のとおり、協議確認されました。

（提案内容）

◎一市二町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。

【協議第十六号】

●特別職の職員の身分の取扱いに関する事

▼特別職の定数や報酬が議論の中心となり、組織機構にも関連して協議することも必要であることから、今後調整を行っていくための意見交換を行いました。

主な意見等

意見

・法令上定められている委員、任意で設置されている委員の区分を説明してほしい。
・新市における、助役の数等もあわせて協議してほしい。

・自治法上は助役は原則一名なので、両町においては、相当の権限をもった人事配置をお願いしたい。
・行財政経費の削減は必要である。法律を尊重しながら、不安を与えない組織機構を構築すべき。



【協議第二十二号】

● 地方税の取扱いに関する こと

▼法人市町村民税や、入湯税についての質疑があり、次のとおり、協議確認されました。

〈提案内容〉

- ◎個人市町村民税、法人市町村民税、固定資産税、市町村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税における納税義務者、税率、課税標準及び過料については、地方税法の取扱いにより現行のとおりとする。
- ただし、法人市町村民税の法人割については、松浦市の例によることとし、平成十七年度は旧市町の例による。固定資産税の不均一課税については、合併までに調整する。
- ◎軽自動車税の納税義務者は、現行のとお

調整する。

主な質疑等

質問

・入湯税の「合併までに調整する。」その調整の考え方について

答え

・新市においては、税法上

の標準課税である百五十円を採用しようというものの。しかしながら、県内の観光地においては、課税免除により、修学旅行生や日帰り客はその割合を低く設定している事例もあるので、今後調整を行いたい。

意見

・当地域の合併は、税収が脆弱(せいじゃく)である。

法人市町村民税については、新市では標準税率を採用しようというの財源を考慮すれば、この内容でよいのではないかと。

とおり協議確認されました。

〈提案内容〉

- ◎常備消防については、合併までに調整する。
- ◎消防団については、合併時に統合する。
- ◎新市における組織、報酬、手当については、合併までに調整する。
- ◎防災会議については、合併時に新たに設置し、新市において地域防災計画を作成する。
- ◎災害対策本部に関することについては、合併までに調整する。
- ◎消防防災施設については、新市に引き継ぐ。防災行政無線については、新市において調整する。
- ◎応援協定等については、新市において調整する。



● 消防、防災関係の取 扱いに関する こと

▼常備消防等について

合併の枠組みの関係から、松浦地区消防組合消防本部や、伊万里市消防本部の将来の在り方について意見が出され、次の



意見

・現在のところ福島町の常備消防については、伊万里市へ委託をしている。将来的には、松浦地区消防組合への加入を前提に、住民に不安を与えないよう、地方交付税の算定替えがある十年間を目途にその対応を考えていくべき。

質問

・田平町については、松浦消防組合を離れ、平戸市へ加入する話を聞いている。それとあわせ江迎町、鹿町町の意向がわかれば知りたい。

答え

・田平町については、平戸市消防本部へ加入することの意向表明があった。江迎町、鹿町町については、現状のまま松浦消防組合という考えのようであるが、田平町の脱退に伴い人員も考慮しなければならぬため、福島町の加入を踏まえながら今後協議していく。

【協議第二十五号】

●**商工観光事業の取扱いに関する事**

▼次のとおり、協議確認されました。

〔提案内容〕

- ◎企業誘致事業については、合併までに調整する。ただし、合併までに誘致した企業については、旧市町の例による。
- ◎商工振興預託金については、合併後調整する。
- ◎利子補給金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じて合併後調整する。
- ◎消費生活地域相談員については、新市において新たに設置する。
- ◎観光振興事業については、一市二町の従来からの経緯と実情に配慮しつつ、合併後調整する。
- ◎観光関係施設等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

- ◎観光施設の管理運営等については、合併後調整する。

【協議第二十七号】

●**交通関係の取扱いに関する事**

▼離島航路の赤字補填の継続等について、県へ積極的に要望すべきといった意見が出され、次のとおり協議確認されました。

〔提案内容〕

- ◎鷹島町の町営バスは、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- ◎民間事業者への路線バス運行委託、運行欠損補助については、現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じて合併後調整する。
- ◎航路運行に供する施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- ◎航路への補助については、現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じて合併後調整する。

- 要に応じて合併後調整する。
- ◎鷹島町の交通船については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- ◎松浦鉄道運行に係る補助金等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

主な質疑等

質問

・二つの自治体を結ぶ航路が赤字の場合、県が補填をしていた。
しかし、同一自治体となった場合その補填はどうなるのか？

答え

・合併に伴うものは、航路が維持できるよう補助を要望していく。
また、協議会としても、その働きかけを行っていくことを確認します。

協議事項（新規）

【協議第二十八号】

● 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関すること（その二）

▼前回までの協議結果を踏まえ、今回は、合併後三ヶ月間の在任期間終了後の選挙による委員の選挙区の区域と定数について、次のとおり協議確認されました。

選挙区		選挙区の定数
名称	区域	
第一選挙区	松浦市御厨町及び星鹿町の区域	八人
第二選挙区	松浦市志佐町、調川町及び今福町の区域	十二人
第三選挙区	福島町及び鷹島町の区域	十人

● 国民健康保険制度の取扱いに関すること

質問

・基金の取扱いについて、

▼国民健康保険は、松浦市、福島町、鷹島町のそれぞれの自治体が保険者となり運営を行っています。合併すると新市に一つの保険者となるために、各種事務事業や基金、税率の算定方式等について取扱いが異なるためにその調整が必要となります。次回以降詳しく協議されます。

主な質疑等

要望

・鷹島町については、九割が佐賀県肥前町の火葬場を利用して居る。その値上げにより、条例も改正してきた経緯もあり、新市でも十分配慮してほしい。

不均一課税の財源に充てることだが、その具体的な中身について？

答え

・賦課総額の算定方式は、段階的に資産割の見直しを図り、将来的には、三方式（所得割、平等割、均等割）としていく。
また、新市になり、税率が高くなった場合等の増額部分を持ち寄った基金に応じて不均一課税（急激な保険料の上昇を抑制する）で対応することができるといふものです。



協議会開催のお知らせ

第7回合併協議会

- 日時 平成16年12月22日（水）
午前10時から
- 場所 松浦市文化会館

第8回合併協議会

- 日時 平成17年1月12日（水）
午前10時から
- 場所 鷹島町スポーツ・文化交流センター

協議会は、一般の方も傍聴できます。お気軽にお出かけください。

日時、会場は都合により変更する場合があります。詳しくは合併協議会事務局まで。

【協議第三十号】

●各種福祉制度の取扱いに関すること(その一)

▼児童・母子寡婦、高齢者及び障害者福祉等多様な支援策や助成事業について調整を行います。次回以降詳しく協議されます。

主な質疑等

質問

・地域住民にとって大切な部分であるが、現在市のみ町のみで実施している事業をすべて実施の方向となると大きな財政負担になるのでは？

また、財政計画との整合性はあるのか？

答え

・個々の歳出までの整合性はとっていないが、今後精査していきたい。

【協議第三十一号】

●各種福祉制度の取扱いに関すること(その二)

▼介護保険制度の保険料、納期及び給付や福祉医療制度について調整を行います。次回以降詳しく協議されます。

●社会福祉協議会の取扱い

【協議第三十二号】

に関すること

▼社会福祉協議会は、国、県レベルで誕生した後、現在までその組織を市町村に拡大し、地域福祉活動の中心的役割を果たしています。

市町村の合併協議と同様に、関係市町の社会福祉協議会においても、合併に係る協議機関の設立の準備が進められていることから、次のとおり提案確認されました。

〔提案内容〕

◎社会福祉協議会については、松浦地域社会福祉協議会合併協議会の推移を見守り、合併までにその統合ができるよう、その促進について支援する。

質問
・感染症予防法に係る隔離病舎等が記載されておらず、説明する必要がある

主な質疑等

▼母子の健康診査や老人保健事業の機能訓練、訪問指導及び予防接種等について調整を行います。次回以降詳しく協議されます。

【協議第三十三号】

●健康推進事業の取扱いに関すること



と思うが？

答え

・北松中央病院へ委託しているが、再度調査をします。

【協議第三十四号】

●農林水産関係事業の取扱いに関すること

▼農林水産関係の補助事業や、関係施設、各種協議会等について調整を行います。次回以降詳しく協議されます。



鷹島町内現地視察

第五回協議会終了後、合併協議にあたりお互いの市や町をよく理解しようとの提案から、鷹島町内の主な公共施設を視察しました。



鷹島ダム



白浜海水浴場



鷹島肥前大橋（仮称）架橋の橋脚

- ・ 白浜海水浴場
- ・ 鷹島肥前大橋（仮称）架橋の橋脚
- ・ 鷹島ダム
- ・ 畑地帯総合土地改良事業
施行箇所

協定項目の協議状況をお知らせします。

第5回合併協議会（平成16年11月25日）現在

△=未提案、□=協議中、◎=確認

協定項目	内 容	協議状況		
		未提案	協議中	確 認
1 合併の方式	新設（対等）合併・編入合併			◎
2 合併の期日	合併の期日	△		
3 新市の名称	新市の名称			◎
4 新市の事務所の位置	新市の事務所の位置			◎
5 事務機構及び組織の取扱い	新たな機構、組織の整備	△		
6 財産及び債務の取扱い	公有財産（庁舎、市町所有地等）、債権、基金等			◎
7 新市建設計画の作成	新市建設の基本方針、財政計画		□	
8 議会議員の定数及び任期	議会議員の定数及び任期		□	
9 農業委員会委員の定数及び任期	農業委員会委員の定数及び任期			◎
10 地方税	市町村民税、固定資産税、軽自動車税等の賦課徴収			◎
11 職員の身分の取扱い	一般職員の身分			◎
12 地域審議会の設置	旧市町での新市事務に係る審議会組織	△		
13 特別職の職員の身分の取扱い	特別職（市長、町長、助役、収入役、教育長、各種委員等）の身分		□	
14 条例、規則等の取扱い	新市の条例、規則等			◎
15 使用料、手数料の取扱い	施設等の使用料、税務・戸籍等の手数料	△		
16 公共的団体等の取扱い	商工会、観光協会、漁業協同組合、婦人会等	△		
17 各種団体への補助金、交付金等の取扱い	各市町が行っている補助金、交付金			◎
18 各市町の慣行の取扱い	市章、市の花木、市民憲章、各種宣言、各種催事等			◎
19 町、字の区域及び名称の取扱い	新市の町、字の区域及び名称			◎
20 国民健康保険制度の取扱い	国民健康保険の給付及び税の賦課徴収等		□	
21 行政区の名称及び所管区域の取扱い	行政区の名称及び所管区域			◎
22 電算システム関係の取扱い	各種電算システムの統一等	△		
23 一部事務組合等の取扱い	伊万里北松地域広域圏組合、松浦地区消防組合等	△		
24 広報、広聴関係の取扱い	広報誌、議会だより等の発行、広聴関係等			◎
25 情報公開関係の取扱い	情報公開制度			◎
26 消防、防災関係の取扱い	常備消防、消防団等			◎
27 人権関係の取扱い	人権、同和、男女共同参画、女性行政等			◎
28 納税関係の取扱い	納税雑費金、組織等			◎
29 各種福祉制度の取扱い	介護保険、高齢者福祉、障害者福祉、児童・母子福祉等		□	
30 社会福祉協議会の取扱い	1市2町の社会福祉協議会			◎
31 公営住宅関係の取扱い	市営住宅、町営住宅	△		
32 健康推進事業の取扱い	各種検診・健康推進事業等		□	
33 環境衛生関係事業の取扱い	環境保全、ごみ・し尿処理、火葬場、畜犬等	△		
34 生活排水処理事業の取扱い	下水道、農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽等	△		
35 商工観光関係事業の取扱い	商工業、観光、企業誘致、消費生活等			◎
36 農林水産関係事業の取扱い	農政、畜産、耕地事業、林務、水産等		□	
37 建設関係事業の取扱い	道路、河川、国土調査事業等	△		
38 都市計画関係事業の取扱い	都市計画事業	△		
39 水道事業の取扱い	上水道、簡易水道等	△		
40 学校教育関係の取扱い	幼稚園、小中学校、学校給食等	△		
41 社会教育関係の取扱い	生涯学習、文化・スポーツ振興、公民館活動等	△		
42 地域間交流関係の取扱い	国際交流、姉妹市町村交流等			◎
43 交通関係の取扱い	交通対策			◎
44 病院（診療所）事業の取扱い	病院、診療所の運営	△		
45 その他事務事業の取扱い	その他上記に属さない事務事業			

ご質問・ご意見については!?

合併に関するご意見・ご質問がありましたら合併協議会事務局までお尋ね下さい。

松浦地域合併協議会事務局

松浦市志佐町里免365番地（松浦市役所 2階）
 T E L 0956-72-1111（松浦市役所代表）
 F A X 0956-72-4771
 ホームページ http://www16.ocn.ne.jp/~m_gappei/
 E メール matsugappei@wine.ocn.ne.jp

